

# 年金減額で初の集団提訴…鳥取「生存権を侵害」

(2015年2月19日 読売新聞)

国が2013年から段階的に実施している年金の減額は憲法違反として、鳥取県内の国民年金や厚生年金の受給者24人が17日、国に減額決定の取り消しを求め、鳥取地裁に提訴した。

受給者約11万6000人が加入する全日本年金者組合（東京）が主導し、今後、全都道府県で集団提訴する。同組合によると、この年金減額措置の違憲性を問う訴訟は全国初という。

公的年金は物価に連動して受給額が決まるが、2000年前後は景気対策として、物価が下落したにもかかわらず据え置かれ、本来より2・5%高い「特例水準」となった。国は本来の水準に戻すため、13年10月から15年4月にかけて、3段階で2・5%削減するよう法律を改正した。

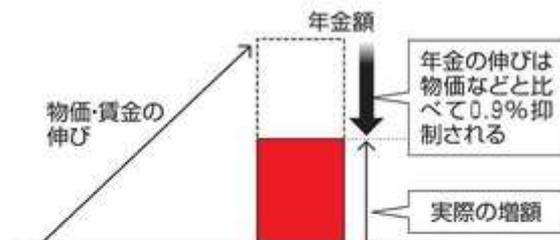
原告側は13年10月に実施された1%減額の決定取り消しに絞って争う方針で、「特例水準は物価上昇で解消する想定だったはずで、一方的に減額するのは不当」と主張。減額により、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法25条の生存権や同29条の財産権を侵害されたとしている。

同組合によると、全国で12万人以上が行政不服審査請求を行い、約2万5000人が再審査請求をしたが却下された。今後、全国で数千人が提訴する見込み。

## (いちからわかる!)「マクロ経済スライド」、年金はどうなるの?

朝日新聞 2015年2月19日

### マクロ経済スライドの仕組み



### 年金の月額額は4月からこうなる

	~3月	4月~
国民年金 基礎年金1人分	6万4400円	6万5008円 (+608円)
厚生年金のモデル夫婦 2人分の基礎年金と 夫の厚生年金	21万9066円	22万1507円 (+2441円)

基礎年金は満額。厚生年金は1938年度以降に生まれた人の場合

マクロ経済スライドの仕組み／年金の月額額は4月か

らこうなる

◇物価（ぶっか）や賃金（ちんぎん）の上昇率に比べ、伸びが低く抑（おさ）えられるんだ

コブク郎 最近、よく聞く年金（ねんきん）の「マクロ経済（けいざい）スライド」って何のこと？

A 政府が支給（しきゅう）する年金には、物価（ぶっか）や賃金（ちんぎん）の状況にあわせて金額を増減（ぞうげん）するルールがある。マクロ経済スライドは物価や賃金が伸びても、年金額の伸びを低く抑（おさ）えるしくみだ。2004年に導入（どうにゅう）されたが、物価が下がるデフレが続いたため、凍結（とうけつ）されてきた。今年から初めて機能（きのう）するよ。

コ じゃあ、4月から年金額は減るの？

A いや、国民年金を満額（まんがく）受け取る人の場合、月600円ほど増える。ただし、物価・賃金の上昇にあわせた金額より、0・9%分（月額約600円分）抑えられている。額面は増えるが、実質的（じっしつてき）な価値（かち）は目減りすることになる。

コ なぜ目減りさせるの？

A 年金制度（せいど）を維持（いじ）するためだ。年金はいま働（はたら）く人が払（はら）う保険料（ほけんりょう）をお年寄りへの支給にまわしている。しかし、少子高齢化（しょうしこうれいか）が進み、このままでは制度がもたない恐（おそ）れが出てきた。保険料を上げ続けると、若い世代の負担（ふたん）が重くなりすぎるため、保険料の上限（じょうげん）を決めてその範囲内（はんいない）で支給額をまかなえるようにするんだ。

コ どう決めるの？

A 抑える率（りつ）は、保険料を払う現役世代（げんえきせだい）の減り具合（ぐあい）と、年金を受け取る人数を左右（さゆう）する平均余命（へいきんよめい）の伸びから決まる。その分を前年の物価や賃金の上昇（じょうしょう）率から差し引くんだ。ただ、デフレの時などは機能させない。

コ いつまで抑えるの？

A 年金財政（ざいせい）のバランスがとれるまでだ。厚生労働省（こうせいろうどうしょう）は日本経済が成長（せいちょう）した場合でも、約30年は伸びが抑えられると予想している。スライドが終わったとき、厚生年金のモデル夫婦（ふうふ）（平均的な収入の会社員と専業主婦〈せんぎょうしゅふ〉）が受け取る年金の実質的な価値は今より2割下がる。自営業者（じえいぎょうしゃ）らの国民年金は3割減と、もっと厳しくなる。

## 4月からの年金支給カット額は？

朝日新聞 文 荻原博子 2015年2月19日

4月から、年金支給額がカットされます。もらいすぎていた（？）年金の額を減らすこととマクロ経済スライドが実施されるからです。

今まで公的年金は、物価にスライドしていて、物価が上がれば年金額も上がり、物価が下がれば年金額も下がることになっていました。もらいすぎていた年金とは、今まで物価が下がっていたにもかかわらず年金を下げてこなかったぶんをまとめて下げるといふもの。

マクロ経済スライドとは、物価が上昇しても、物価の上昇率と同じだけ年金の支給率を上げず、支給額の伸びの方を低くするというもの。

厚生労働省が発表した厚生年金の改定例では、夫（1938年度以降生まれ）が平均収入（標準報酬月額）42万8千円で40年間働き、妻が専業主婦だった場合、今年度支給額が21万9066円だったのに対し、来年度は2441円アップの22万1507円が支給されます。ただし、日本経済新聞の試算では、物価変動や賃金上昇を反映すれば本来は6238円を加えた22万5304円が支給されるはずでした。これから「もらいすぎた」と言われる年金1356円、さらにマクロ経済スライドで2441円が引かれており、アップ分は約4割に圧縮されたということになります。

これは、老齢厚生年金と老齢基礎年金を満額もらうご夫婦のケースですが、国民年金だけに加入して老齢基礎年金だけをもらう人だと、昨年の6万4400円から、今までなら約1500円増えるはずが、約600円の伸びにとどまっています。

物価が上昇しているのに、実入りがそれほど増えないというのはサラリーマンの場合も同じで、物価上昇率から賃金の上昇率を差し引いた実質賃金は18カ月連続で下がりっぱなし。これからは、年金も給料も、見かけは少し上がっていても、実質的には下がり続けるということになるかもしれません。

## 「年金減額は違憲」受給者が提訴 全国訴訟の第1弾、鳥取

山陰中央新報 2015/02/18



年金額を引き下げるのは違憲だとして、鳥取地裁に提訴し記者会見する原告団＝17日午後、鳥取市

特例を解消するためとして、年金額を引き下げるのは生存権を侵害し違憲だとして、鳥取県の年金受給者24人が17日、国の減額決定の取り消しを求め、鳥取地裁に提訴した。

年金受給者らでつくる「全日本年金者組合」（東京）によると、鳥取を皮切りに、全国各地で順次提訴し、数千人規模の集団訴訟となる見通し。

年金額は、物価変動などを踏まえて毎年度見直されるが、物価が下落しても特例で減額しなかった時期があったため、本来より2・5%高い水準で支給されていた。この特例を解消するため、政府は2013年10月分から1%、14年度にも1%減額。15年度に0・5%引き下げる。

## 年金減額「やり場ない」 原告団、鳥取地裁に提訴

日本海新聞 2015年2月18日

特例水準の解消を名目とした2013年10月からの年金減額は憲法違反として、鳥取県内の年金受給者らでつくる原告団（増田修治団長）が17日、国を相手に減額の取り消しを求める訴えを鳥取地裁に起こした。弁護団によると、全国で順次提訴が予定されている。



年金減額に苦しむ現状を訴える原告ら＝17日、

鳥取市東町2丁目の鳥取県弁護士会館

年金は物価に連動して増減するが、政府はデフレ経済下の2000年度から02年度にかけて特例措置で水準を据え置いた。これにより本来より2・5%高くなった水準を解消するため、12年11月に社会保障・税一体改革関連法で引き下げを決定した。

訴えでは、04年の年金改正法では、特例水準の解消は物価上昇局面で実行され、減額での解消は想定されていなかったと主張。消費税増税が確定した上での水準の引き下げは政府の裁量権の逸脱とも指摘し、健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条などに違反するとしている。

原告団は県内在住の60～80代の男女24人。訴状提出のあと15人が鳥取市内で会見し、境港市で夫と暮らす仁志澄子さん（73）は「医療費の負担は年々増え、消費税も上がり、生活を脅かされている。毎回下げられてやり場のない思いだった」と話した。

厚生労働省年金局年金課は「訴状が届いていない今の段階ではコメントできることはない」としている。

## 年金減額違憲訴訟：「食べていけなくなる」 全国初、24人が提訴 窮状を訴え /鳥取

毎日新聞 2015年02月18日 地方版

2013年に始まった年金減額は「健康で文化的な最低限の生活」を保障する憲法25条に反するなどとして、県内の受給者24人が17日、鳥取地裁に起こした全国初の年金減額違憲訴訟。「これ以上、支給額が下がったら食べていけない」。提訴後に弁護団と共に記者会見を開いた原告らは口々に窮状を訴えた。【真下信幸】

年金は前年の物価に連動して増減するが、00～02年度、デフレ下で物価は下落したにもかかわらず、景気対策を理由に年金額は据え置かれた。この「特例水準」により本来の水準との開きが2・5%に広がったとして、13年10月から15年4月までに3段階

で計2・5%引き下げる法律が12年11月に成立。13年10月に1%、14年度に1%それぞれ減額され、15年度はさらに0・5%減らされる。

原告は60代後半から80代の男女。13年10月の減額により年金が半年間で計約2万円減った人もいる。境港市竹ノ内町の仁志澄子さん(73)は現在、手取りで月5万円程度といい、「リウマチを患っていて治療費もかさむ。これ以上減額されたら病院にも行けなくなってしまう」。現在は夫の年金で補っているが、「今後、独り身になったら食べていけなくなる」と訴えた。

米子市彦名町の立林央士さん(77)は「保険料や消費税などは上がっているのに年金は下がるばかり」「現在の支給額では食べるのが精いっぱい。孫に好きな物を買ってあげることも難しい」と嘆いた。

訴状では▽特例水準は物価上昇で解消するとされ、物価下落が続く状況での解消は想定されていなかった▽物価下落の主因はパソコンや家電などで、高齢者の必需品を反映していない▽特例水準解消を理由とする減額はないと期待してのぎりぎりの生活で、憲法13条の幸福追求権や29条の財産権も侵害する――などと主張している。

弁護団長の高橋敬幸弁護士は「憲法違反を正面から問う訴訟」と強調。全国の集団訴訟を主導する全日本年金者組合中央本部の加藤益雄・書記次長も会見に出席し、「政府は今後更にもっと下げようとしており、将来の受給者にも関係する。人口の少ない鳥取で訴訟が立ち上がったことは全国の年金者組合員の励みになっている」と話した。

## 鳥取県内の年金受給者24人が「年金の減額は違憲」として、 国を相手に提訴しました。

テレビ朝日 2015/02/18 05:57

年金の受給額は2000年度以降、デフレに伴って年々、引き下げられています。これまで政府は特例措置として受給額を上乘せしてきましたが、将来の年金財政を見据えて2013年の10月分から特例を段階的に解消し、年金は減額されていました。17日に提訴した鳥取県内の年金受給者らは、「特例の解消は物価が上昇した局面で実行される想定だったはず」「減額は憲法で定められた『健康で文化的な最低限度の生活』を侵害する」として、2013年度分の減額の取り消しを求めました。今後、全国で同様の提訴が予定されているということです。

## 年金:「減額は違憲」鳥取の受給者が提訴 全国訴訟第1号

毎日新聞 2015年02月17日20時32分

◇5月には数千人が全国各地で一斉提訴へ

過去の物価下落時に年金を減額せず据え置いた「特例水準」を解消するため、国が2013年10月から年金を1%減額した処分は違憲だとして、鳥取県内の受給者24人が17日、国に取り消しを求めて鳥取地裁に提訴した。全日本年金者組合が主導する全国集団訴訟の第1号で、5月には数千人が全国各地で一斉提訴するという。

訴状では、減額は健康で文化的な最低限の生活や財産権などを侵害し違憲と主張。減額を政令で定めた13年9月当時、消費増税の決定や生活必需品の高騰などで、受給者の困窮は予見できたのに回避措置をとらなかったとして「政府と厚生労働相は裁量権を逸脱した」としている。

厚労省年金課は「詳細な情報がないのでコメントできない」としている。【真下信幸】

## 「年金減額は違憲」と提訴＝受給者24人が国相手に-鳥取

[時事通信社] 2015年2月17日 18:00 JST

2013年から始まった公的年金の減額は違憲として、鳥取県の年金受給者24人が17日、国を相手取り、減額取り消しを求める訴訟を鳥取地裁に起こした。

国は、本来より高い特例水準を解消するため、13年10月から3年かけて公的年金の2.5%減額を決定。原告弁護団によると、特例水準解消に伴う年金減額の取り消しを求め提訴したのは全国初で、今後、全国各地で同様の提訴を予定しているという。

訴状によると、原告側は、公的年金の減額が生存権を保障する憲法25条などに違反し、政府と厚生労働大臣の裁量逸脱と主張。13年10月の1%減額の取り消しを求めた。

## 年金カットは仕方ないことではない 働き方の工夫でカット回避

※週刊ポスト 2015年2月27日号

「年金の受給開始年齢を引き上げるから国民は働き続けろ」という厚労省の号令の下、希望者全員を65歳まで雇用することを企業に義務付けた「改正高年齢者雇用安定法」が施行されて丸2年になろうとしている。

「働き続ける」ことは当たり前になってきたが、制度を知らずに働くと思わぬ損をするケースがある。「リタイア貧乏」に陥る人生には理由があった。

60歳以降に働く場合、「在職老齢年金」制度には十分な注意が必要だ。「給料+年金」が65歳未満は「28万円」だが、28万円を超えた場合、「オーバー分の2分の1」の年金がカットされる。この額は、2015年4月に47万円へと変更される。

ところが、年金カットは「仕方ないこと」ではないのだ。働き方を工夫することで、カットされない老後もある。そこがリタイア貧乏とリタイア貴族を分ける。

大企業では、年金カットの仕組みを、定年前のセミナーなどで社員に教えている。キンビールでは「定年を控えた社員を対象に、外部講師を招いたセミナーを開き、在職老齢年金制度の内容なども周知するようにしている」という。パナソニックや三井住友銀行なども同様のセミナーを設けているが、まだ一部企業に限られ、多くのサラリーマンには知られていない。

「年金博士」として知られる社会保険労務士の北村庄吾氏が、年金を減らされない働き方についてこう語る。

『在職老齢年金』は、厚生年金に加入して働きながら年金を受け取っている人が対象になります。逆に正社員の4分の3未満の時間で働けば制度上は厚生年金に加入しなくて済むので、年金はカットされません。たとえば正社員の所定労働時間が『週40時間』なら、『週30時間未満』となります。

また、厚生年金が適用されない従業員5人未満の小規模な個人事務所などで働く方法もあります。そうすれば年金をカットされずに全額受け取れます」

このような「年金を減らされない働き方」は、これまでも本誌で紹介したことがあるが、それを一歩進めて活用している例もある。

現在62歳の内山哲太さん（仮名）は、定年まで勤めた建設会社に再雇用され、月給20万円で「1日5時間」働いている。正社員の4分の3未満の時間で働いているため、月額10万円弱の年金はカットされず、フルで受給している。

「1日5時間しか働かないと時間を持て余しそうなので、残りの時間で何かしたいと思っていました。そこに、草野球の審判の仕事が舞い込んできたのです。

私は学生時代には体育会野球部に所属して、サラリーマン時代も趣味で草野球を続けてきたので、楽しんでバイトをしています」

そう語る内山さんは、インターネットで見つけた草野球審判を派遣するグループに登録したところ、継続的に仕事に来るようになったという。土日はもちろん、仕事終了後の平日のナイターに依頼があることも。

「収入は1試合2000～3000円。月2万円くらいのいいお小遣いになっています」（内山さん）

再雇用先の給料と空いた時間の副収入という“二足のワラジ”に加えて、年金も減らされない働き方だ。

「週3日」で電子部品メーカーに勤務している63歳の浅野修さん（仮名）は、会社が休みの火曜日と木曜日に“副業”をしている。

「旅行会社が観光ガイドを募集していました。私は浅草育ちだったので浅草のガイドなら自信があるとアピールして採用されました」（浅野さん）

1回3～4時間のガイドで5000円。月に4万円程度の副収入を得ているという。

都内に住む63歳の河村俊明さん（仮名）は、やはり「週3回勤務」で継続雇用を選択し、残りの日を使って実家の家業の自転車店を手伝って成功を収めた。

実家は兄が継いでいたが、経営は苦しかったという。

「私がサラリーマン時代の小売りの知識を活かして子供向けの商品を多くしたり陳列方法を変えたりしたところ、自転車ブームの到来もあって売り上げが大きくアップしました。月5万円ですが、兄から“給料”をもらえるようになりました」

## 「マクロ経済スライド」いよいよ適用 それでも解決しない本質的な年金問題

(ZUU online)

1月30日、厚生労働省は公的年金の支給額の伸びについて、賃金や物価の上昇分よりも抑えるマクロ経済スライドへ変更する旨を、決定から8年遅れでいよいよスタートさせることを発表している。これにより2014年4月からの年金受給額は微増に留まる見通しとなったが、問題の本質は依然解決していない状況だ。

そもそもマクロ経済スライドの仕組みとは？

厚生労働省の公式ホームページによると、マクロ経済スライドとはそのときの社会情勢(現役人口の減少や平均余命の伸び)に合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みを指す。ただ、この制度は2004年の年金制度改正で導入されてはいたものの、2015年まで一度も適用にはなっていない。理由はデフレの影響によるもので、結局のところ実行が先延ばしで現在にまでずれ込んでいた。加入者が減少し受給者が増加することによる影響を、年金額の減額調整だけで乗り切ろうとするこの制度で果たして年金問題は解決できるのかが大きな焦点だ。

マクロ経済スライドには制約条件が課されている

国が発表した2009年における財政検証の結果では、2012年から2038年までの26年間にマクロ経済スライドが実施される予定とされていた。予想切り下げ率は公的年金被保険者数の減少率と平均寿命の延びを加味して0.9%に想定し、13年間の継続減額で11%程度のカットを見込んでいた。

しかし実際にはデフレ状況で発動できないまま、制度設定から8年間見送られ続けてきたのである。というのも、賃金や物価の上昇率がある程度以上の値になる場合にはそのまま適用するが、適用すると年金名目額が下がってしまう場合には、年金額の伸びがゼロになるまでの調整にとどめていたからである。この条件では賃金や物価の下落に応じて年金を減額することは可能だがそれ以上に年金額を下げることはできない。したがって賃金上昇率と物価上昇率が0%の場合には年金は2009年の想定どおり0.9%の引下げはせず、0%にとどめることになってしまう。

マクロ経済スライドができないと既裁定年金の所得代替率を下げられない

これまでスライドが実行されなかったため既存の年金需給者の所得代替率は2014年現在で62.7%に上昇している。ある意味で現在の受給者はかなり得をしてきた格好になってい

る。この状況では受給年齢に達した対象者は働き続けることよりも労働をやめて年金を全額受給する人が増えることが予想されており、実は財政検証で想定されている数字より給付実額が増加する可能性が高くなっている。そのため、2015年から物価動向に係わらず、マクロ経済スライドを実施し、名目で減額になる場合であっても毎年0.9%分を削減する方針に踏み切ったというわけだ。

#### マクロ経済スライドだけで解決しない本質的な年金問題

既に20代、30代の多くは払った掛け金が自身の年金に戻ってくることはなさそうだと薄々感じていることと思われるが、実は事態は想像以上に深刻である。年金受給者は年を追う毎に増加し、保険料納付者が減ろうとしているのが今の日本の実態である。2040年における日本社会、つまり25年後の社会は65歳以上の人口が3900万人となり、昨年から約18%増加することになる。一方、労働人口は5000万人程度で昨年における労働人口6500万人から17%も減少することが見込まれている。しかも高齢者の労働参加がかなり積極的に行われることを想定した数字であり、現状のままであれば労働人口は4500万人。この数字から見てもわかるように、既に日本では2人の労働者が1人の年金受給者を支える数字を切っているという状況に陥っているのだ。もはや1人で1人を支える時代へと近づいているのである。

#### 抜本的な解決が急務

人口増加をベースとした高度成長期には、現在の年金制度が国民に大きなベネフィットを与えてきたシステムであったことは間違いない。しかし今後の年代別人口構成と高齢化を見る限り、保険料を引き上げ、受給額を減額する方向で年金改革を行ったとしても、ごく近い将来に制度自体が行き詰まることはもはや間違いない。

今の年金制度は、若者もこれから年金受給対象となるシニアも、年金をあてにしない生き方を真剣に考える時期が来ていることを強く示唆しているといえる。